

# 契約職員就業及び給与規程

## (目 的)

第 1 条 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下、「本会」という。）契約職員の服務と勤務条件等について、次のとおり定める。

## (契約職員の定義)

第 2 条 雇用期間の定めのある職員で、所定の手続きを経て採用され事務局業務に勤めるものをいう。

## (雇 用 期 間)

第 3 条 雇用契約期間は 1 年以内とし、必要に応じて更新することができる。

## (給与の種類)

第 4 条 給与は次のとおりとする。

- (1) 給与
- (2) 通勤手当

## (給 与)

第 5 条 契約職員の給与は、職務内容等により各人ごとに決定する。

## (通 勤 手 当)

第 6 条 交通機関を利用又は自動車等を利用して通勤する場合、交通機関の通勤定期乗車券相当額で、2 万円を上限として支給する。

## (支 給 基 準)

第 7 条 賞与の算定基礎額は、給与の 50%とする。

## (支 給 額)

第 8 条 退職時の最終給与に、勤務年数に応じた別表の退職支給基準率を乗じて算出した金額の 50%とする。

## (補 則)

第 9 条 この規程に定めのない事項については、労働基準法等の法令及び本会の事務局規定を準用する。

ただし、事務局規程の 15 条から 18 条、21 条から 22 条、28 条から 29 条、30 条 2 項、31 条から 42 条、43 条 3 項、45 条から 46 条、48 条及び 51 条から 52 条までの規定は準用しない。

2. この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。